

網走市社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」策定審議会 設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人網走市社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)は、社会福祉法人網走市社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」(以下、「計画」という。)を策定するにあたり、地域福祉に関わるあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するため、社会福祉法人網走市社会福祉協議会定款第20条の規定に基づき、計画策定に係る会長の諮問機関として、第6期地域福祉実践計画策定審議会(以下、「審議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、会長の諮問に基づき、次の各号に掲げる事項について審議し、会長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 審議会は、網走市内の次の各号に掲げる区分により会長が別に定める機関・団体等から選出された者(以下、「委員」という。)各1名をもって構成し、会長が委嘱する。ただし、網走市社会福祉協議会の役員、評議員、部会員、職員の地位にある者は除く。

- (1) 行政職員
- (2) 民生委員
- (3) 町内会員
- (4) 老人クラブ会員
- (5) 高齢者福祉事業者
- (6) 障がい者福祉事業者
- (7) ボランティア実践者
- (8) 教育関係者
- (9) 経済団体関係者
- (10) 一般公募

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会には委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は審議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、網走市社会福祉協議会総務・地域福祉課地域福祉係に置く。

(費用弁償)

第8条 委員が召集に応じて審議会に出席したときは、費用弁償として、日当及び車賃を支給する。

ただし、車賃は、路程が片道3キロメートル未満の場合は支給しない。

- 2 日当の額は、審議会1回の出席につき2,400円を支給する。

- 3 車賃の額は、委員の住所地から網走市総合福祉センターまでの路程に応じて、路程1キロメートルにつき37円を乗じた額とする。ただし、1キロメートル未満の端数は、これを切り捨てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り効力を失う。